

○財団法人自警会寄附行為

大正 9月 3月31日 施行	昭和43年10月15日 改正
昭和23年 4月 1日 改正	昭和45年 2月 6日 改正
昭和23年 8月 5日 改正	昭和52年 2月25日 改正
昭和34年 3月20日 改正	昭和55年 7月28日 改正
昭和34年 8月18日 改正	昭和59年 4月26日 改正
昭和38年 3月 5日 改正	平成 4年 3月19日 改正
昭和40年 9月 1日 改正	平成11年 6月 1日 改正
昭和41年 4月25日 改正	平成14年 7月22日 改正
昭和41年 9月29日 改正	

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、財団法人自警会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区霞が関二丁目1番1号警視庁内に置く。

(目的)

第3条 本会は、警察職員等の厚生共済及び武道体育の振興、文化の向上並びに警察目的達成に関連する公益事業を行い、もって首都治安維持に寄与するとともに、あわせて広く救急医療等の公益事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 警視庁警備待機所に準ずる職員住宅の建設維持運営
- (2) 広く救急医療を行うための警察病院の設置運営並びに看護師養成機関としての学院の設置運営に関する事業
- (3) 青少年の健全育成、犯罪被害者対策その他警察目的達成に関連する公益事業
- (4) 殉職警察職員及び警察官の職務に協力して死亡した者に対する顕彰
- (5) 警察職員等の弔慰及び公務傷病者並びに災害罹災者に対する支援に関する事業
- (6) 警視庁の行う各種厚生事業への協力及び警察職員等の福利厚生に関する事業
- (7) 保育所の運営に関する事業
- (8) 警察武道の振興及び各種文化体育活動の推進に関する事業
- (9) 機関誌「自警」その他の図書の発行に関する事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 財産から生ずる収入
 - イ 会費
 - ウ 寄付金品
 - エ 補助金等
 - オ 事業に伴う収入
 - カ その他の収入

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 本会の基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後すみやかに事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て、主務官庁に届出なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上24人以内
- (2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 理事のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、本会を代表し業務を統括する。

- 2 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において指定した理事が、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 毎年定期的に財産の状況を監視するほか、必要に応じ、臨時監査を実施すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求若しくは招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が終了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現
数及び評議員現数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会
及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を
議決し、執行する。

(開催)

第23条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった
とき。

(3) 第17条第4項第4号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、第17条第4項第4号の監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集
の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した
書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現数の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意を
もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として
議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に
ついて書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合
において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含み、この場合は、その旨を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(設置)

第30条 本会の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第31条 評議員会は、評議員28人以上32人以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会の選任に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 評議員のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、評議員現在数の2分の1を超えないものとする。
- 4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第32条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第33条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、法人の運営に関する事項を審議する。

- 2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること並びに理事会で必要と認めた事項についてあらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

(招集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

- 2 第26条から第29条までの規定は、評議員会に準用する。

この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第36条 評議員には、費用を弁償することができる。

第6章 会長

(会長)

第37条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、警視総監とする。
- 3 会長は、理事会の諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 4 会長は、前項に定めるもののほか細則に定める行為を行う。
- 5 会長の任期は、その職の在任期間とする。

(費用弁償)

第38条 会長には、費用を弁償をすることができる。

第7章 支部

(支部)

第39条 本会は、必要により支部を設けることができる。

- 2 支部に関する規程は、別にこれを定める。

第8章 会員及び会費

(会員)

第40条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

(1) 普通会員

- ア 警視庁職員
- イ 東京都警察情報通信部職員
- ウ その他本会と特別の関係があるもので理事会の承認を受けたものに所属する職員

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業の推進を援助しようとする者を賛助会員とする。

(入退会)

第41条 前条第1号の会員は、同号に定める職を去った時は退会したものとみなす。

(会費)

第42条 普通会員及び賛助会員は、細則の定めるところによる会費を納めるものとする。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 本会は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可があったとき解散する。

- 2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄付する。

第10章 事務局及び職員等

(事務局の設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第46条 職員の任免は、理事長が行う。ただし、警察病院の職員については、病院長が、東京警察病院看護専門学校職員については、学校長が、理事長の承認を得て、これを行うことができる。

(嘱託)

第47条 本会は、事務の必要により嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、理事長が委嘱する。ただし、警察病院については、別に定めるところにより、病院長が委嘱することができる。

第11章 補則

第48条 この寄附行為に定めるもののほか、必要な細則は理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附則

(施行)

1 この寄附行為は、平成11年6月1日から施行する。

(現役員及び評議員の任期)

2 この寄附行為の変更申請時において、現に本会の役員及び評議員である者の任期については、この寄附行為施行後、最初の理事会及び評議員会までとする。

(理事会及び評議員会の招集並びに議長)

3 この寄附行為施行後に開かれる最初の理事会及び評議員会は、第24条、第25条、第34条、第35条の規定にかかわらず、旧寄附行為第13条第2項、第3項及び第18条を適用する。

附則

(施行)

1 この寄附行為は、平成14年7月22日から施行する。

(事業)

2 第4条(7)保育所の運営に関する事業を行う。

財団法人自警会 役員名簿

理事長	岩 瀬	充 明
理事	辻	義 之
理事	櫻 澤	健 一
理事	佐久間	定 孝
理事	藤 原	貞 一郎
理事	後 藤	徹 耕
理事	白 井	征 文
理事	野 邊	光 雄
理事	高 橋	有 司
理事	鶴 田	善 勝
理事	村 田	征 子
理事	小 林	浩 志
理事	塩 谷	浩 治
理事	北 村	烝 育
理事	牧 山	幹 志
理事	小 林	浩 介
理事	加 藤	崇 哲
理事	喜 多	忠 雄
理事	今 田	夕 力
理事	倉 持	敏 昭
理事	川 瀬	隆 秀
理事	榎 本	謙 治
理事	村 上	道 一
理事	安 藤	
監事	松 本	
監事	小 川	

■ 平成22年度事業報告

基本方針

本会の設立目的を達成するため、会員等の要望をくみとり、各種事業を重点的かつ効率的に推進した。

1 事務局関係

- (1) 会員等に対する補助事業及び警視庁に対する支援事業を積極的に推進した。
- (2) 会員等の健康増進に資するため、警察病院での受診者に対する医療費補助事業を推進した。
- (3) 警察病院の管理運営に係る課題解消に向けた諸対策を積極的に推進した。
- (4) 会員等のための充実した保険事業を積極的に推進した。
- (5) 警察職員のために自警会住宅の改築等、具体的な整備計画の推進と適正な維持管理に努めた。
- (6) 新公益法人制度移行に伴う適正な事務手続きを推進した。

2 警察病院関係

(1) 東京警察病院

- ア 情勢に柔軟に対応できる有機的組織体制の構築と、経営基盤の安定化を図った。
- イ 信頼に応え得る良質な医療サービスを提供した。
- ウ 病院業務の効率化、合理化に向けた、人事管理、業務管理を推進した。
- エ 職域の支えとなる医療活動を推進した。

(2) 西東京警察病院・警察リハビリテーションセンター

廃院に向け、医療体制の見直しと適正な職員処遇を推進した。

(3) 看護専門学校

教育内容を充実し、実践能力と豊かな人間性を備え、警察病院に貢献し得る医療人の育成に努めた。

貸借対照表総括表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	事 務 局	警 察 病 院	内 部 取 引 消 去	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
流動資産合計	5,938,130,804	5,113,803,083	0	11,051,933,887
2. 固定資産				
(1) 基本財産	3,000,000,000	0	0	3,000,000,000
(2) 特定資産	24,359,354,270	16,731,121,494	0	41,090,475,764
(3) その他固定資産	29,549,167,247	3,651,742,869	△ 265,432,750	32,935,477,366
(4) 内部勘定	24,439,294,739	98,557,530	△ 24,537,852,269	0
固定資産合計	81,347,816,256	20,481,421,893	△ 24,803,285,019	77,025,953,130
資産合計	87,285,947,060	25,595,224,976	△ 24,803,285,019	88,077,887,017
II 負債の部				
1. 流動負債				
流動負債合計	117,983,827	1,352,541,852	0	1,470,525,679
2. 固定負債				
(1) その他固定負債	550,536,790	2,197,017,037	△ 265,432,750	2,482,121,077
(2) 内部勘定	9,706,161,762	14,831,690,507	△ 24,537,852,269	0
固定負債合計	10,256,698,552	17,028,707,544	△ 24,803,285,019	2,482,121,077
負債合計	10,374,682,379	18,381,249,396	△ 24,803,285,019	3,952,646,756
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
受取寄付金	700,302,708	0	0	700,302,708
受取補助金等	0	2,564,376,730	0	2,564,376,730
受取利息	22,915,878	0	0	22,915,878
指定正味財産合計	723,218,586	2,564,376,730	0	3,287,595,316
(うち特定資産への充当額)	723,218,586	2,564,376,730	0	3,287,595,316
2. 一般正味財産	76,188,046,095	4,649,598,850	0	80,837,644,945
(うち基本財産への充当額)	3,000,000,000	0	0	3,000,000,000
(うち特定資産への充当額)	23,636,135,684	14,166,744,764	0	37,802,880,448
正味財産合計	76,911,264,681	7,213,975,580	0	84,125,240,261
負債及び正味財産合計	87,285,947,060	25,595,224,976	△ 24,803,285,019	88,077,887,017

正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	事 務 局	警 察 病 院	内 部 取 引 消 去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	46,052,983	0	0	46,052,983
特定資産運用益	232,320,333	13,585,176	0	245,905,509
受取会費	984,074,886	0	0	984,074,886
事業収益	912,153,335	11,338,092,722	0	12,250,246,057
受取補助金	1,164,288,366	719,042,953	0	1,883,331,319
受取寄付金収益	204,609,146	14,738,479	0	219,347,625
雑収益	57,368,137	193,695,625	0	251,063,762
病院事業費運営収益	0	118,316,000	△ 118,316,000	0
他会計からの繰入額	2,603,288,127	21,316,960	△ 2,624,605,087	0
引当金取崩収益	0	19,128,886	0	19,128,886
経常収益計	6,204,155,313	12,437,916,801	△ 2,742,921,087	15,899,151,027
(2) 経常費用				
事業費用	2,535,064,748	10,214,311,103	△ 118,316,000	12,631,059,851
管理費	294,188,085	2,810,938,186	0	3,105,126,271
雑損	45,000	11,232,171	0	11,277,171
引当金繰入額	0	11,216,035	0	11,216,035
他会計への繰出額	2,475,840,093	148,764,994	△ 2,624,605,087	0
経常費用計	5,305,137,926	13,196,462,489	△ 2,742,921,087	15,758,679,328
当期経常増減額	899,017,387	△ 758,545,688	0	140,471,699
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却収益	224,218,268	0	0	224,218,268
雑収益	183,427	0	0	183,427
経常外収益計	224,401,695	0	0	224,401,695
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	21,899	118,371,818	0	118,393,717
雑損	37,090	0	0	37,090
経常外費用計	58,989	118,371,818	0	118,430,807
当期経常外増減額	224,342,706	△ 118,371,818	0	105,970,888
当期一般正味財産増減額	1,123,360,093	△ 876,917,506	0	246,442,587
当期一般正味財産調整額	△ 4,342,995,924	4,342,995,924	0	0
一般正味財産期首残高	79,407,681,926	1,183,520,432	0	80,591,202,358
一般正味財産期末残高	76,188,046,095	4,649,598,850	0	80,837,644,945
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	9,284,725	0	0	9,284,725
受取補助金	0	1,320,000	0	1,320,000
育英部内募金	3,015,382	0	0	3,015,382
受取利息	5,549,086	0	0	5,549,086
一般正味財産への振替額	△ 16,527,546	△ 380,828,049	0	△ 397,355,595
当期指定正味財産増減額	1,321,647	△ 379,508,049	0	△ 378,186,402
指定正味財産期首残高	721,896,939	2,943,884,779	0	3,665,781,718
指定正味財産期末残高	723,218,586	2,564,376,730	0	3,287,595,316
III 正味財産期末残高	76,911,264,681	7,213,975,580	0	84,125,240,261

財産目録総括表

平成 23年 3月 31日現在

(単位：円)

科 目	事務局	警察病院	合 計
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 当座資産	5,937,964,974	4,972,812,044	10,910,777,018
(2) 棚卸資産	165,830	140,991,039	141,156,869
流動資産合計	5,938,130,804	5,113,803,083	11,051,933,887
2 固定資産			
(1) 基本財産	3,000,000,000	0	3,000,000,000
(2) 特定資産	24,359,354,270	16,731,121,494	41,090,475,764
(3) その他固定資産	29,549,167,247	3,651,742,869	33,200,910,116
(4) 内部勘定	24,439,294,739	98,557,530	24,537,852,269
固定資産合計	81,347,816,256	20,481,421,893	101,829,238,149
資産合計	87,285,947,060	25,595,224,976	112,881,172,036
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	84,292,660	599,173,003	683,465,663
(2) 買掛金	0	499,622,600	499,622,600
(3) 前受金	2,205,000	43,141,500	45,346,500
(4) 預り金	4,178,004	24,639,577	28,817,581
(5) 職員預り金	1,004,641	35,247,998	36,252,639
(6) 青少年返納金預り金	358,084	0	358,084
(7) 賞与引当金	25,945,438	150,717,174	176,662,612
流動負債合計	117,983,827	1,352,541,852	1,470,525,679
2 固定負債			
(1) その他固定負債	550,536,790	2,197,017,037	2,747,553,827
(2) 内部勘定	9,706,161,762	14,831,690,507	24,537,852,269
固定負債合計	10,256,698,552	17,028,707,544	27,285,406,096
負債合計	10,374,682,379	18,381,249,396	28,755,931,775
III 正味財産合計	76,911,264,681	7,213,975,580	84,125,240,261

収支計算書総括表
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	事 務 局	警 察 病 院	内 部 取 引 消 去	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	45,610,183	0	0	45,610,183
特定資産運用収入	259,273,006	13,585,176	0	272,858,182
会費収入	984,074,886	0	0	984,074,886
事業収入	912,153,335	11,338,092,722	0	12,250,246,057
受取補助金収入	1,164,288,366	354,273,383	0	1,518,561,749
受取寄付金収入	197,969,400	0	0	197,969,400
部内募金収入	3,015,382	0	0	3,015,382
雑収入	57,226,652	193,695,625	0	250,922,277
他会計からの繰入金収入	2,489,140,563	128,810,400	△ 2,617,950,963	0
病院運営事業収入	0	118,316,000	△ 118,316,000	0
退職給付引当資産預り金収入	5,790,010	0	△ 5,790,010	0
退職給付引当資産預け戻し収入	7,580,000	0	△ 7,580,000	0
事業活動収入計	6,126,121,783	12,146,773,306	△ 2,749,636,973	15,523,258,116
2. 事業活動支出				
事業費支出	3,165,195,438	10,361,682,266	△ 118,316,000	13,408,561,704
管理費支出	281,239,510	450,310,458	0	731,549,968
雑損失支出	45,000	9,432,826	0	9,477,826
他会計への繰換金支出	2,581,593,600	36,357,363	△ 2,617,950,963	0
退職給付引当資産預け金支出	5,790,010	0	△ 5,790,010	0
事務局退職給付引当資産預り金支出	7,580,000	0	△ 7,580,000	0
事業活動支出計	6,041,443,558	10,857,782,913	△ 2,749,636,973	14,149,589,498
事業活動収支差額	84,678,225	1,288,990,393	0	1,373,668,618

II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入	140,880,800	0	0	140,880,800
特定資産取崩収入	1,874,267,847	319,331,189	0	2,193,599,036
運用財産取崩収入	1,982,432,243	231,900	0	1,982,664,143
固定資産売却収入	224,900,800	0	0	224,900,800
貸付金返還収入	20,327,200	22,368,000	0	42,695,200
投資活動収入計	4,242,808,890	341,931,089	0	4,584,739,979
2. 投資活動支出				
基本財産取得支出	140,438,000	0	0	140,438,000
特定資産取得支出	1,978,791,019	653,290,943	0	2,632,081,962
固定資産取得支出	2,169,734,420	141,762,507	0	2,311,496,927
長期預り金返還支出	382,800	0	0	382,800
貸付金支出	900,000	32,200,000	0	33,100,000
投資活動支出計	4,290,246,239	827,253,450	0	5,117,499,689
投資活動収支差額	△ 47,437,349	△ 485,322,361	0	△ 532,759,710

III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
長期前受金収入	66,860	0	0	66,860
財務活動収入計	66,860	0	0	66,860
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	66,860	0	0	66,860

IV 予備費支出	0	0	0	0
----------	---	---	---	---

当期収支差額	37,307,736	803,668,032	0	840,975,768
前期繰越収支差額	5,808,618,849	2,978,535,369	0	8,787,154,218
次期繰越収支差額	5,845,926,585	3,782,203,401	0	9,628,129,986

■ 平成23年度事業計画

基本方針

本会の設立目的に沿って、会員等の要望を積極的かつ的確にくみとり、公益法人としての各種事業を効率的に推進する。

1 事務局関係

- (1) 会員等に対する補助事業及び警視庁に対する支援事業を積極的に推進する。
- (2) 会員等の健康増進に資するため、東京警察病院での受診者に対する医療費補助事業を推進する。
- (3) 会員等のための充実した保険事業を積極的に推進する。
- (4) 警察職員のための自警会住宅の新築・改築等、具体的な整備計画の推進と適正な維持管理に努める。
- (5) 一般財団法人移行に伴う適正な事務手続きを推進する。

2 東京警察病院関係

- (1) 刻々と変化する医療情勢に、迅速・的確に対応できる強固な組織体制の構築を進めると共に、全職員が、共通の目標認識をもって、合理的、効率的に業務を推進し、区西部圏における「マグネット病院」の実現を図る。
- (2) 教育内容の充実を図り、優れた実践能力と豊かな人間性を備えた医療人の育成に努める。

収入支出予算総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	事務局	警察病院	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	44,466	0	0	44,466
特定資産運用収入	202,054	7,812	0	209,866
会 費 収 入	982,294	0	0	982,294
事 業 収 入	925,034	10,903,776	0	11,828,810
受取補助金収入	229,137	368,731	0	597,868
受取寄付金収入	88,700	0	0	88,700
部内募金収入	4,200	0	0	4,200
雑 収 入	45,475	187,469	0	232,944
会計間繰入金収入	4,514,269	68,000	4,582,269	0
退職給付引当資産預け金戻入収入	20,850	0	20,850	0
退職給付引当資産預り金収入	4,327	0	4,327	0
事業活動収入計	7,060,806	11,535,788	4,607,446	13,989,148
2 事業活動支出				
事業費支出	6,084,118	10,367,794	0	16,451,912
管理費支出	326,021	544,504	0	870,525
雑損失支出	610	7,153	0	7,763
会計間繰換え金支出	4,582,269	0	4,582,269	0
退職給付引当資産預り金支出	20,850	0	20,850	0
退職給付引当資産預け金支出	4,327	0	4,327	0
事業活動支出計	11,018,195	10,919,451	4,607,446	17,330,200
事業活動収支差額	△ 3,957,389	616,337	0	△ 3,341,052
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
基本財産取崩収入	443	0	0	443
特定資産取崩収入	2,017,122	349,061	0	2,366,183
運用財産取崩収入	3,000,000	0	0	3,000,000
貸付金返還収入	18,020	13,680	0	31,700
長期預り金収入	682	0	0	682
投資活動収入計	5,036,267	362,741	0	5,399,008
2 投資活動支出				
基本財産取得支出				
特定資産取得支出	168,510	521,201	0	689,711
固定資産取得支出	57,262	94,501	0	151,763
運用財産取得支出	0	320,912	0	320,912
貸付金支出	720	37,920	0	38,640
長期預り金返還支出	682	0	0	682
投資活動支出計	227,174	974,534	0	1,201,708
投資活動収支差額	4,809,093	△ 611,793	0	4,197,300
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	50,000	0	0	50,000
当期収支差額	801,704	4,544	0	806,248
前期繰越収支差額	5,882,803	3,723,817	0	9,606,620
次期繰越収支差額	6,684,507	3,728,361	0	10,412,868